

**藤元議員** 質問に入る前に通告書の中に爆音機が機械の機にしておりますが、器の方が正しいそうなので訂正しておいてください。それでは、3点について質問させていただきます。最初に、就学援助についてであります。すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は無償とすると憲法第26条は規定しております。また、学校教育法第19条は、経済的な理由によって、就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。としております。他、教育基本法、就学奨励法等を根拠に実施されているのが今日、市町村が行っている就学援助と言われるものであります。農林漁業などの地場産業の不振、会社の倒産、突然のリストラ、お子さんを持つ若いお父さん、お母さん方にとって、自分が生きていくだけでも大変な時期に子育てをしていくというのは大変なことであります。もちろん、戦後の食料不足の中での子育て、バブルの中での子育て、そして現代における子育て、いずれの時期における子育ても色々な意味において大変なことには違いがありませんが、とにかく保護者の経済的理由により子ども達の間には格差が生まれるなどということがあってはなりませんし、子ども達の学ぶ権利、健やかに成長する権利が侵されてはなりません。そういう意味で、今、教育費の一部を助成する就学援助制度の充実が求められているわけがあります。就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする状態にある者、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者となっており、助成内容については、学用品費、小学生の場合、年額11,100円、中学生の場合、21,700円。修学旅行費、小学生20,600円、中学生55,700円、給食費は実費などというふうに国の方では一定の額を決めておりますが、自治体によって独自の上乗せ施策を講じているところがあり、認定基準、支給額とも違いがある場合がございます。そこで、お伺いいたします。まず本町における認定基準についてであります。以前、準要保護者の認定基準については、生活保護基準の1.2倍以下というふうに聞いたように記憶しておりますが、今、その認定基準はどうなっているでしょうか。最初にお伺いいたします。次に援助対象項目が新設されたことによる補正予算についてであります。知っている方は、まだそう多くはないと思いますが、経済状態の悪化、新学習要領により部活動も教育活動として位置付けられたことなどを背景に、今年度より援助対象項目が3項目新設されております。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費であります。財源についても準用保護児童生徒に対する援助については、交付税措置をしているとし、本年1月25日、このことを全国の市町村に徹底させるために、

総務省自治財政局財政課が各都道府県の財政担当課、市町村担当課に市町村に対してもその趣旨を連絡するよう要請している経過がございます。従って、本町にもその連絡が届いている筈であります。本町においては、3月議会における一般会計当初予算に教育費の扶助費として、牟岐小、河内小、牟岐中、合わせて1,825,050円が予算計上されております。ただ、先ほど申し上げたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費分が含まれておりません。交付税措置がされているとはいえ、十分な額が措置されているのかどうかは分かりませんが、未来を担う子ども達のため、この際、補正予算を組み、大変厳しい経済情勢の中、自ら生活と子育てに苦勞していらっしゃる保護者の方々を支援する必要があるのではないのでしょうか。今後、補正予算を組む考えはあるのかどうか伺いして、次の質問に移ります。次に道路整備についてであります。私事ですが移動については、役場に来るにしても買物に出かけるにしても歩いて行くなどということは殆どありません。殆どが車での移動であります。そして、車で町内の道路を走っていて走るのが危険だと思ったり、用心して通らなければならないなどと思うことは一部の道路を除き殆どありません。もちろん道路には穴が空いている所もありますし、舗装が傷んでいるところ、狭い所もあります。ただ、車での走行については、普通に注意して走れば問題がないと言っても良いほど町道については整備されていると思いますし、整備されつつあると思います。ここにおいでになる方も多くはそういう認識をお持ちではないのでしょうか。しかし、歩行や自転車、オートバイでの走行の場合はどうでしょう。もちろん舗装前の道路に比べれば雲泥の差があることは事実ですが、高齢化が進んでいる今日、道路整備、特に傷んだ舗装のし直しは、町政の引き続き重要な課題の一つだと思います。平成22年4月1日現在、本町の高齢者比率は39.28%。今月1日現在、75歳以上の方は、1,126人ということでありまして。実に町民5人に1人は75歳以上ということでありまして。誰もが歳を取りたくありませんが、こればかりはどうしようもありません。歳を取れば体力、判断力の衰えは遅らせることは可能であっても止めることはできません。ちょっとした段差で転ぶことがあります。転べば骨折、寝たきりというふうに繋がってまいります。戦中、戦後と苦勞されながら働き、子育てをし、本町を支えてこられた方々が健康で安心して老後を過ごしていただくためにも引き続き道路整備に取り組むべきであります。今議会におきましても道路整備についての予算が組まれているところですが、傷みの激しい所がまだまだあり、今後の計画を聞かせていただけたらというふうに思います。次に道路上の白線や黄色線についてであります。道路上には、白や黄色の実線や破線が引かれております。それぞれの線は、それぞれの意味をもって引かれており、交通をスムーズにし、交通事故などが起こらないようにする役

割を果たしている訳であります。ところが本町においては、既に認識されていると思っておりますが、線が消えてしまったり、消えかかっている所が沢山ございます。もちろん舗装工事等が済めば新しく引きなおされておりますが、舗装工事等が当面無い箇所については、独自に引きなおしの検討が必要ではないでしょうか。先ほど車で走行する場合に限れば、普通に注意して走れば問題がないと申し上げましたけれども、これは長年町内のあっちこっちを走り道路事情が頭に入っているからこそ言えることではないかと思っております。恐らく長らく町内に住んでおられる方は、中央線や停止線が消えていてもそれほど気にすることなくルールを守りながら走行ができています。ただ、道路は町内の道路事情を知った方ばかりでなく町外、県外からの観光客や商売に来られる方、また、初めて本町に来られる方もおいでます。昨年度、牟岐署管内では100件の人身事故が起こり5人が死亡、重傷者13人、軽傷者112人を出しておりますし、人身事故に至らない物損事故は584件起こっております。また、県内全体では5,509件の人身事故が起こっておりますが、そのうち65歳以上の方が係わる事故は、1,870件、33%であり、死者48人のうち28人、58.3%が65歳以上の高齢者であります。少しでも高齢者を含む町内に住む方々が被害者もちろん、加害者にもならないようにあるべき所には必要な白線や黄色線が引かれている状況を作り出すべきではないかと思っております。もう1つ最後に付け加えさせていただきますが、健康で普通に暮らしている方はご存知ない方が多いかと思っておりますが、視覚障害者の中にはぼんやり見えるあの白線を頼りに歩行されている方がおいでます。言い換えれば、あの白線がなければ安全に出歩けないということであります。今後、消えた、或いは、消えかかった白線並びに黄色線の引きなおしの計画があるのかどうかお伺いして次の質問に移ります。鳥獣被害防止用の爆音器の騒音規制についてであります。以前ほどではなくなりましたが、昼間の雀、猿、夜間の猪、鹿対策に爆音器を使用されている農家があります。このお爆音器使用をめぐってトラブルになっているケースがございます。この件につきましては、以前から耳にしておりましたが、今年度、私が知っている範囲では、2箇所の地域から苦情が上がっております。役場にもその声が届いているかも知れませんが、夜中に爆音器がなり続けるので寝られなかった。昼間自宅の近くで鳴らし、やかましくて仕方がないので、使用者に改善を求めたら、被害が出たら補償してくれるのかと言われた。近くを通った時、突然に鳴り耳の調子が可笑しくなった。夜勤だったがやかましくて昼間寝られない等々であります。確かに農家はそれなりの理由があって使用しているものですが、関係ない人からすれば、あの爆発音を聞けば、それは騒音に間違いありません。どちらも言い分があって、解決にはなかなか難しい問題があります。音を規制する方法として、

騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等がありますが、それは工場や商店、飲食店などの製造、事業活動に伴うもの、建築、土木工事などの建設作業に伴うものなどで、この爆音器については、対象外になっております。しかし、行政としては規制できない、住民間のトラブルだと、そのまま放置する訳にはまいりません。事実県は、強制力はなく、ただただお願いするしかないとしながらも、一定の方向性を示し指導をしています。ご存知かも知れませんが、県は雀おどし爆音器の使用のしおりというものを作成し、使用上の注意として、爆音器は鳥獣による収量低下を防ぐために設置されているが、一方で騒音により近くの住民の生活環境を損なう恐れがあるとし、従って、できるだけ使用を控え、代替方法で対処するよう使用農家を指導しています。具体的には、できるだけ住宅から離し、住宅からの距離が200m未満の所では使用しない。筒先を住宅に向けない。午後7時から午前7時までは使用しない。爆音間隔をできるだけ長くする。音をできるだけ小さくするというものであります。法規制ができない現状の中では、行政ができるのはそれぐらいのことかと思いますが、住民間のトラブルが少しでも解消され、住民の皆さん方が仲良く暮らすことができれば、それはそれで結構なことですので、今後、この件に関する住民の皆さんからの声が届けば、是非、そのような方向で対処していただきたいと思いますが、この件についてどのように考えているのかお伺いし、質問を終わります。

**議長** 大神町長。

**町長** 藤元議員から3点の質問がありましたが、就学援助につきましては、具体的なことなど教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。2点目の道路整備につきまして、色々実例も挙げられましたし、高齢化の進行による安心して通れる道路整備の舗装を求められているのは申すまでもないと思います。牟岐町が管理しております町道につきましては、市街地におきまして側溝とか舗装ともかなりの年月が経過している場所がございます。ご質問にありました安心、安全な通行、日頃から特に危険な箇所につきましては、応急に補修、或いは、現在対策を部分的には講じております。根本的に改良、改修が必要な箇所につきましては、道路改良及び道路の側溝、中央線も含めて年次的に計画を立てて予算の乏しい中でございますけれども、一応、序列を付けて危険度の高い順から検討いたしてまいります。また、もし具体的にお示しいただくならば、順序の差し替えと言いますか、一応、道路保全課と言いますか産業課では、そういうふうなスケジュール表は作っておるようでございます。それから、白線、黄線について、私もお指摘い

ただくまでそんなに気が付きませんでしたけれども早急に調査をいたしまして、対応できる所から対応してまいりたいと思います。また、具体的なことをお示し、お教えいただけたらと思います。それと3点目の鳥獣被害の防止、爆音器の件ですが、ご指摘のように徳島県では、工場とかそれに対する防止法というのがあるようですけれども、爆音器や規制対象外の機材などで使用方法については、設置者にタイマーとかボリュームの設定とか音を出す方向の調整を協力してもらおうとかいうふうな法律のような、或いは、雀脅し、爆音器、騒音の防止方法というのがあるようでございまして、これは規制とするというふうなことで、先ほどご指摘いただきました住宅から200m未満であるとか、或いは、日没、夜間というふうな30分前までとか使用しない。音をできるだけ小さくするとか、何とも言えない法律というかお願いしますという程度しかございません。現実には近所でトラブルがあるというふうなことがありましたら、これは、また、生活の安全、お互いに何ですが、まずい面もあるかと思いますが、そこら辺りは法律でどうこうということではございませんけれども、いわゆる現実の問題として法律では規制できないというのが現実でありますので、良識に訴えてお互いに了解していただいてということになるかと思いますが、ちょっとしまらない答弁でございますけれどもそういう現実を踏まえて皆さんにご理解をいただくということで答弁とさせていただきます。あと2、3は担当課長から説明させていただきます。以上です。

**議長** 丸岡教育長。

**丸岡教育長** 藤元議員からご質問がございましたけれども、就学援助の事柄についてご質問がございました。この件につきましても牟岐町は就学援助費要綱というものを作っております。この趣旨につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して教育に掛かる費用の一部を援助する。そういうことが定められている訳でございます。この要綱で就学援助を必要とする基準は、どうなっているのかという話してございましたけれども、これは要保護家庭の生活基準の1.2倍以下の家庭というのが、そういう話もございましたけれどもそのとおりでございます。準用保護家庭につきましても、そういう1.2倍以下の家庭というのを対象にして審査をしているということでございます。尚、受給の申請につきましても、就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、毎年でございますが、就学援助費受給申請書に記入をしていただきまして、必要な書類を添えて教育委員会に申請をし、その後審査を受けているというものでございます。現状といたしましては、援助の項目として、学用品費、新入学時の学

用品の費用、宿泊を伴わない校外活動費、それから、修学旅行費、学校給食費、医療費について援助を行っております。本年度、牟岐小学校は8名でございます。河内小学校が1名と牟岐中学校が8名と、合計17名となっております。尚、ご質問がございましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新規といたしまして、また、新学習要領が大きく変わってまいりまして、部活動なんかも教育活動の一環として位置づけられましたので、本年度より新規として予算単価のみ示されておるといのが現状でございます。ただ、国からは積算単価が示されておりますが、平成18年度以降、補助金がなくなりました。現在は全額町費であること。クラブ活動費用を例に挙げれば、国から来ております予算単価がある訳ですけれども、クラブ活動費、中学校が26,500円と、大変額が張る訳でございますけれども、色んなクラブに入っていようが、この金額を援助するのかという不均等が生ずる恐れがあるために今後この事柄については、検討していかなければならないのではないかと考えております。近隣の町につきましても本年度については、検討項目としている状況でございます。援助する中で例えば中学校、小学校の援助差の生じない生徒会費とか児童会費、それからPTA会費等につきましても、一般会計の方から費用が出るように働きかけをしていきまして、12月の補正で3学期分のみを今年度は計上させていただこうと、そのように思っております。勿論、来年度からは、今申し上げたような項目については、現在行われている上にきちんとした形で上乘せをし、対象項目を広げていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

**議長** 岩田住民福祉課長。

**岩田住民福祉課長** 藤元議員の3点目の鳥獣害防止用爆音器の騒音規制についてというところの補足説明という形で答弁したいと思います。この騒音につきましても、住民福祉課の方で担当しておりますが、この爆音器の騒音苦情につきましても、通常、双方の家に外向きまして、まず騒音規制の対象外という形の説明、これを行うとともに、その爆音器を設置している家の方についても苦情が出ておりますよという旨を説明いたしまして、町長が答弁しましたように時間や音量、また、タイマーの間隔を長くしてもらおうとかいうような形で双方や並びに周辺住民の方に理解を求めるようにしていくという考えでありますが、対応としては、ただ、ひたすらお願いするしか方法はないというような形が現状であります。ただ、爆音器に代わる方法と言いますか、電柵とか、或いは、鳥用の網、そういう方法もございまして、これにつきましても担当のところであり産業建設課とか、そういうところの意見を聞きながら、当然、費用が発生いたし

ますので、そういうところのやり方がどういう形でやれば良いのかというのを考えていきながら、住みよい町づくりを目指していきたいと考えております。以上です。

**議長** 続きまして、寒葉産業建設課長。

**寒葉産業建設課長** 私の方からは、藤元議員さんの道路整備についての町長の答弁の補足としてお答えいたしたいと思います。現在、牟岐町管理の町道につきましては、233路線ございます。延長につきましては、総延長約86kmとなっております。この中で1級町道につきましては、5路線で10km、2級町道につきましては、6路線で同じく延長が10km、その他町道といたしまして222路線ございまして、延長につきましては、約66kmとなっております。藤元議員さんの安心して通れる道路整備についてというご質問でございますが、特に路面等の状況が悪い町内の舗装、側溝につきましては、昭和40年代の半ば頃から整備された道路と思います。これにつきましては、約40年余り経過しているというような状況ございまして、舗装につきましては、路面の凹凸、さらには表面に石等が浮き出ているというような状況の路線が見られている状況でございます。これに対応するために平成18年から5ヵ年計画によりまして幹線道路及び避難道路に関連する町道につきましては、国の補助事業によりまして随時改修を行ってきている状況ございまして、本年度につきましても社会資本整備事業ということでの予算の計上もさせていただきまして事業を行っている途中でございます。市街地以外の道路、また、路地等の町道につきましては、以前のまま未改修となっているところが沢山ございます。それから、白線とか中央線の消えかかっている問題でございますが、これにつきましてもこれ自体の補助事業というのが、なかなか難しい状況であります。しかし、国の補助に該当する本線、舗装、側溝を直すところについては、当然、側線、中央線を含めまして工事を行っている途中でございますが、また、対象にならないところにつきましては、町費等によって対応していきたいというふうに思っております。特に今後町の財政を見ながらでございますが、国、県の補助事業の力を借りながら、特に計画を立てまして、また、国、県の対象にならないところにつきましては、町の方の予算を付けながら危険度の高い順から対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

**議長** 藤元議員、はい。

**藤元議員** 最初の就学援助についてですが、これは、確認をしておきたいと思うのですが、先ほど教育長に答弁していただきました。生徒会費は、12月議会に計上したいと、クラブ活動費は色々検討しているけれども、来年度は全項目計上したいと、こういうふうに理解して良いのかということ。それが1点、それと、受給申請書の話が出ましたので、それにちょっと関連して質問させていただきますが、確か2004年ぐらいまでは申請する場合は、民生委員が係わらなければいけないというようになっていたと思うのですが、法律改正後、それがなくなかったということになっておりますが、牟岐町の場合はどうなのか。もしそういう項目が残っておれば、それは除去すべきではないかというふうに思いますので、そこをちょっと聞きたいと思います。それから、爆音器についてですね、先ほどああいうふうに対処したいという話でございましたけれども、今までに実は、私は今回いろんな人から苦情を聞いた時に、実は役場に行ったけれども何でもかんでも言うてくるなど、こういうことを言われたと。それは本当かどうか分かりませんが、そういうことも言われたこともありますので、今まで相談があったのかどうか、取り合えず、それで再問いたします。

**議長** 丸岡教育長。

**丸岡教育長** 今、再問で藤元議員の方から来年度の事柄についても質問がございましたけれども、来年が国が示されているような基準に従って就学援助を出していきたいと、そのように考えております。もう1点は。

**藤元議員** 生徒会費を12月議会で計上するのですか。

**丸岡教育長** そうでございます。計上いたします。児童生徒会費です。小学校もでございますので、はい。

**藤元議員** 申請書の中身で、民生委員が係わらなければいけないというふうに、確か2004年までそうだったと思うのです。

**丸岡教育長** 現在も民生委員は係わっておりますけれども、最終的に判断し辛いと。ただ単に1.2というのが基準でございますけれども、それだけで就学援助をばっさり決めてしまう訳にはいけない。いろんな個人の家庭には、それ以外の問題も恐らくある



うであろうから、最終的に定例教育委員会を開いて、教育委員の皆さんの意見を聞きながら最終判断をしているのが現状でございます。

**藤元議員** 民生委員は、係わらなければいけないことになっているのですか。

**丸岡教育長** 民生委員は、係わるというルールがございますので。

**藤元議員** それ以降に2005年から法律が変わっていて、色んな。

**丸岡教育長** 係わらなくても良いというようにですか。

**藤元議員** はい。色んな人権に係わる問題があって、2005年からは、かなりのところは無くしていったのです。

**丸岡教育長** その件につきましては、もう1度、私達の方で検討していきたいと思っております。以上でございます。

**岩田住民福祉課長** 藤元議員の再問について、お答えしたいと思います。役場の方に相談に来たということですが、今回うちの方で対応した件につきましては、県の方から、まず電話連絡がありまして、電話連絡があった時点で2人の者が対応しておりますので、直接住民の方からの相談というのは、当課の方は聞いておりません。それで、その後、県から電話があった後は速やかな対応をしておりますので、そういったような答弁、回答はしていないと理解しておりますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**議長** 藤元議員。

**藤元議員** 爆音器の対応について、これは大変係りの人には苦勞を掛けることだと思うのですが、これは、かなり話しを聞いておりますと深刻なのです。隣り近所のことでありますし、なるべく仲良くやっていただきたいと思っておりますので、大変面倒なこともあると思っておりますけども、先ほど申し上げた県の方針というのは、町もああいう方針を取らざるを得ないと思っております。ただただお願ひすることになると思っておりますけれども是非そう

というような方向で大変だと思いますけれども対処していただきたいと思います。質問ではないですが、要望です。